

平成 24 年度国立大学法人等 P F I 事業の考え方

平成 24 年度概算要求における P F I 事業については、以下の考え方とする。

(1) 国立大学法人等における P F I 事業の考え方

国立大学法人等が新たに P F I 事業を検討する際には、大学法人の自助努力を主体とする新たな事業スキームによる事業^{※1}（産学連携施設等との合築等）や、学生宿舎（留学生含む）、駐車場、福利厚生施設等、一定の事業収入が得られる独立採算性の高い事業を基本とする。

P F I による効果が高いと考えられる事業については、積極的な導入を検討することとする。

※1：参考「新たな事業スキームによる P F I 事業の検討例」参照

(2) 事業選定のプロセス

1. 導入可能性調査の実施について

国費負担を伴う P F I 事業については、「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」の平成 22 年 8 月第二次中間まとめ『知の拠点－我が国の未来を拓く国立大学法人等施設の整備充実について』等を踏まえ、原則的に国立大学法人等において P F I 導入可能性調査^{※2}を実施した上で概算要求することとする。

※2：別紙 1 「P F I 導入可能性調査実施におけるポイント」参照

2. 実施事業の選定について

文部科学省では、国立大学法人等が実施した P F I 導入可能性調査の結果を受けて、国費負担を伴う事業については、「P F I 事業評価基準」^{※3}に基づき、有識者による検討を経て、実施事業を選定する。

※3：別紙 2 「P F I 導入可能性調査実施におけるポイント」参照

新たな事業スキームによるPFI事業の検討例

イメージ図

※事業方式(BTOまたはBOT等)は各事業の実情に応じて選択

総合研究棟

事業者の独立採算による整備
〈民間収益施設〉

事業者の独立採算による整備
〈産学連携施設等〉

国費による整備
〈基礎的な教育研究部分〉

大学の自助努力による整備
〈基礎的な教育研究部分〉
〈産学連携施設等〉

建設費:施設利用者からの料金収入
維持管理費:施設利用者からの料金収入
事業期間:15年間

建設費:施設使用料
維持管理費:施設使用料
事業期間:15年間
返済方法:事業期間の割賦払い

建設費:施設整備費補助金
維持管理費:大学経費
事業期間:15年間
返済方法:事業期間の割賦払い

建設費:大学経費
維持管理費:大学経費
事業期間:15年間
返済方法:建設費は建設期間中の建物の出来高に応じた支払い又は一括払い



P F I 導入可能性調査実施におけるポイント

(1) 自己資金等の活用等

自己資金等の活用等により財政面で創意工夫がなされた事業か。

(2) 事業規模等

P F I 事業として、採算可能な規模等が確保されているか。また、計画内容はまとまっているか。事業方式等は適正か。

(3) 民間事業者の創意工夫の発揮

事業の実施にあたり、民間事業者のノウハウが活用できる余地が見込める事業となっているか。また、民間事業者の競争を促すような魅力ある事業内容となっているか。

(4) 適切なリスク分担

民間事業者と大学法人で明確なリスク分担ができるか。また、民間事業者が担うリスクは、民間事業者の責任で処理できる内容か。

(5) 大学の事務体制

実施に向けて十分な体制が整っているか。また、全学的な責任体制が構築されているか。

P F I 事業評価基準

1. P F I 事業実施に向けた事業の評価項目及び評価の視点

評価項目は「個別事業における評価」、「自己資金等の活用等」、「VFM」、「潜在するリスクの低減」、「事業形態・範囲」、「大学の事務体制」の6項目とし、各項目の評価基準（視点）は以下のとおりとする。

(1) 個別事業評価（施設検討会による評価）

概算要求における個別事業の評価でS評価を受けた事業であること。

(2) 自己資金等の活用等

自己資金等の活用等により財政面の創意工夫がなされた事業か。

(3) VFM

- ①金利変動等のリスクを考慮し、一定以上の（適正な）VFMが必要。
- ②導入可能性調査結果において、以下のVFMが見込める事業であること。
 - a) 定量的な評価は、導入可能性調査による数的結果を評価する。
 - b) 定性的な評価は、事業化に向けての取組を評価する。

(4) 潜在するリスクの低減

- ①基本構想等の策定
- ②改修事業における建物の基礎資料等
 - a) 設計図書等の有無
 - b) 耐震診断の実施の有無
 - c) 現況調査の実施の有無

(5) 事業形態・範囲（民間の資金力、経営能力、技術的能力を発揮できるか）

- ①事業形態・規模等が民間事業者にとって魅力的なものになっており、民間事業者の参入意欲はあるか。
- ②事業の中に、民間事業者の創意工夫が特に活かせる分野（運營業務の充実等）が含まれているか。

(6) 大学の事務体制

P F I 事業の実施のための十分な体制がとれているか。また、全学的体制（責任体制）が構築されているか。

2. PFI事業実施に向けての評価項目別の評価及び総合評価の基準

(1) 評価項目別の評価

評価項目		評価基準	
1. 概算要求における個別事業評価		a	S評価を受けた事業
		b	S評価以外の評価を受けた事業
2. 自己資金等の活用等		a	財源面での創意工夫が認められる
		b	財源面での創意工夫が概ね認められる
		c	財源面での創意工夫が認められない
3. VFM (詳細はVFM評価表による)		a	定量的にも定性的にも効果が認められる
		b	定量的な効果が認められるもの
		c	定量的にも定性的にも効果が認められない または、定性的な評価のみが認められる
4. 潜在する リスクの 低減	①基本構想 等	a	策定済み
		b	概ね定まっている
		c	移行計画等重要な要素について未調整
	②設計図書等	a	原設計図、構造図、設備図、改修図等建物の基礎資料を完備
		b	上記資料について概ね完備
		c	重要な図書がなくまた、それを補完する調査が未実施
	③耐震診断	a	耐震診断及び補強計画が完了
		b	耐震診断及び補強計画が未完
	④現況調査	a	躯体の劣化度、瑕疵の有無等事業者とのリスク分担を明確にするための詳細な現況調査を実施
		b	躯体の劣化度、瑕疵の有無等事業者とのリスク分担を明確にするための詳細な現況調査を概ね実施
		c	未実施
	5. 事業形態・範囲		a
b			事業形態・範囲において民間の参入意欲や創意工夫が概ね期待できる
c			事業形態・範囲において民間の参入意欲や創意工夫は期待できない
6. 大学の事務体制	学長、副学長を トップとする 全学的責任体制	a	構築されている
		b	未構築

(2) 総合評価

総合評価		評価基準
S判定	総合的に優れており、PFIで実施可能な事業	すべての評価項目の評価がa評価であるもの
A判定	総合的な適性が高く、PFIで実施可能な事業	評価項目のうち、「1、2、3、4-③、5、6」がa評価で、その他がa又はb評価であるもの
B判定	PFIの可能性があるが、計画の見直し等の検討を行う事業	評価項目のうち、「1、4-③、6」がa評価で、その他がa又はb評価であるもの
C判定	PFIの可能性が低い事業	評価項目のうち、「1、4-③、6」がb評価で、その他がc評価であるもの

VFMの評価表

定量的評価

項目	内容	評価
(1) VFMの評価(総括)	事業の安定性が確保できる数値	認められる 認められない

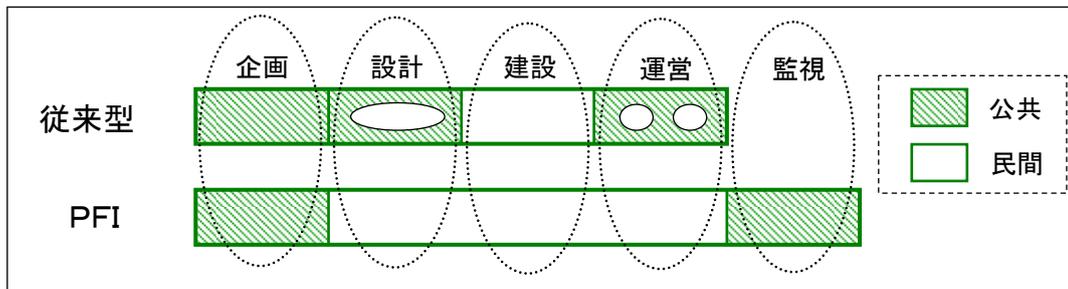
定性的評価

項目	内容	評価
(2) VFMの評価(総括)	定性的な評価項目を評価し、項目「1」～「4」が○であり、項目「5」が×でなければ認められる。	認められる 認められない
1. 民間事業者や金融機関からのヒアリングにおいて優良な評価の有無	具体的な内容を記載	○または×
2. PFI事業を実施することにより、サービスの質の向上等の有無	具体的な内容を記載	〃
3. 適切なリスク分担の実施の有無	具体的な内容を記載	〃
4. 事業の安定性を図るための工夫の有無	具体的な内容を記載	〃
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する上での検討課題等の解決がなされているか否かについて記載。 ・×ではないが引き続き検討を要する事項については、「継続」 	○または× 「継続」

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した 公共施設等の建設・維持管理・運営等 Private Finance Initiative (民間資金等活用事業)

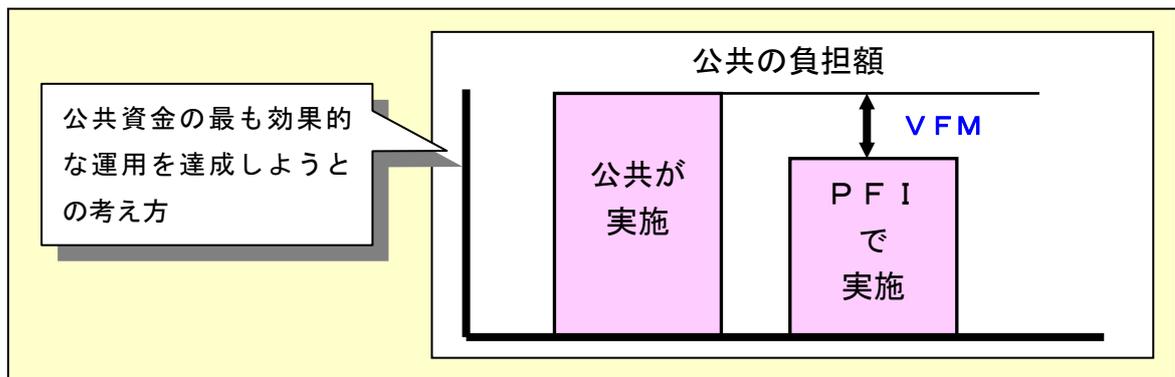
PFIとは

- 「PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間企業の有する資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法(公共事業・公共的サービス提供業務)で、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施するもの。



VFM (公共資金の最も効果的な運用) の達成

- VFMは、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。



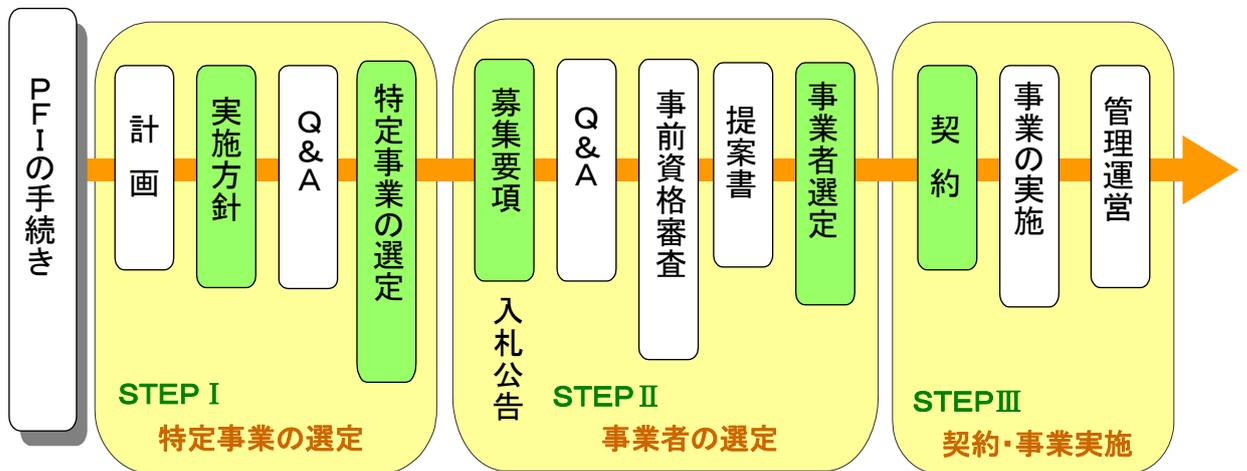
PFI事業の種類

類型	内容
[1] サービス購入型	民間事業者が公共施設の設計、建設、維持管理及び運営を行い、公共的部門はそのサービスの購入主体となります。民間事業者は、公的部門からの支払いにより事業コストを回収します。(公共はサービスの対価を支払います)
[2] 独立採算型	公的部門からの事業許可に基づき、民間事業者が公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を行い、利用料金収入等の受益者からの支払いによって事業コストを回収します。(公共の負担はありません)
[3] ジョイントベンチャー型 (官民合築型)	行政と民間双方の資金を用いて公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を行います。事業の運営は民間が主導するものです。(補助金や一定の金額を公共が民間に支払い、事業を安定化させます。)

PFI事業の主な方式

- ① BOT (Build-Operate-Transfer) 方式
民間事業主体が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、一定期間 (10~30 年間) 運営 (Operate) 管理を行って資金を回収した後、公共にその施設を移管 (Transfer) する方式
- ② BTO (Build-Transfer-Operate) 方式
民間事業主体が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) 後、その施設の所有権を公共に移転 (Transfer) し、その引き替えに施設の使用権 (Operate) を得る方式
- ③ RO (Rehabilitate-Operate) 方式
施設を改修 (Rehabilitate) し、事業を運営 (Operate) する方式

PFIの手続きフロー



PFI事業スキーム

